



茨城県報

号外第138号

平成9年9月30日

火 曜 日

規 則

茨城県規則第59号

茨城県自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成9年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

茨城県自転車競走実施規則(昭和38年茨城県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第50条中「ヘルメット」を「ヘルメット」に改め、同条第2項中「連勝式番号別」を「枠番号別」に改める。

第51条中「シャツ」を「シャツ」に、「ズック」を「ズック」に改める。

第62条第2項中「入場料金額」を「入場料金額、消費税額(地方消費税額を含む。)」に改める。

第63条第1項第4号中「、消防職員、日本電信電話株式会社及び鉄道事業者職員」を「又は消防職員」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げる者以外の者であつて、知事が競輪の開催に関し必要と認めるもの

第63条第2項中「前項第1号から第6号まで」を「前項第1号から第6号まで及び第8号」に改める。

第71条を次のように改める。

第71条 車券には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 勝者投票法の種類を示す文字(枠番号連勝単式勝者投票法にあつては枠番連勝単式又は枠連単、枠番号連勝複式勝者投票法にあつては枠番連勝複式又は枠連複、選手番号連勝単式勝者投票法にあつては車番連勝単式又は車連単、選手番号連勝複式勝者投票法にあつては車番連勝複式又は車連複とする。)

(2) 発行者名

(3) 競輪場名

(4) 競輪施行の年月日を示す文字

(5) 競走番号

(6) 選手番号(連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法にあつては組。以下同じ。)

(7) 券面金額

(8) 通し番号

2 県は、前項の規定により記載した記録を保存する。

第72条の次に次の3条を加える。

(勝者投票法)

第72条の2 勝者投票法は、単勝式勝者投票法、複勝式勝者投票法、連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法の4種とする。

2 連勝単式勝者投票法は、枠番号連勝単式勝者投票法及び選手番号連勝単式勝者投票法とする。

3 連勝複式勝者投票法は、枠番号連勝複式勝者投票法及び選手番号連勝複式勝者投票法とする。

第72条の3 知事は、通商産業大臣の承認を受けた場合は、前条第1項に定める単勝式勝者投票法及び複勝式勝者投票法のうち、いずれか又は双方の勝者投票法を用いないことができる。

2 選手番号連勝単式勝者投票法は、枠番号連勝単式勝者投票法を用いる競走であつて車券発売開始の時に同一の枠番号を付けた選手があるものについて用いる。

3 選手番号連勝複式勝者投票法は、枠番号連勝複式勝者投票法を用いる競走であつて車券発売開始の時に同一の枠番号を付けた選手があるものについて用いる。

第72条の4 一の競走においては、選手番号連勝単式勝者投票法は枠番号連勝単式勝者投票法と、選手番号連勝複式勝者投票法は枠番号連勝複式勝者投票法と組み合わせる場合に限り用いる。

第75条第3項中「連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法以外の投票法」を「単勝式勝者投票法、複勝式勝者投票法、選手番号連勝単式勝者投票法及び選手番号連勝複式勝者投票法」に改め、同条第4項中「連勝単式車券及び連勝複式車券」を「枠番号連勝単式車券及び枠番号連勝複式車券」に、「連勝単式勝者投票及び連勝複式勝者投票」を「枠番号連勝単式勝者投票及び枠番号連勝複式勝者投票」に改め、同項第1号中「連勝式番号」を「枠番号」に改め、同項第2号中「連勝式番号」を「枠番号」に、「1人のみが出走したこと」を「1人が出走しなかったこと」に改める。

第78条中「茨城県公営事業所競輪場内」を「茨城県取手競輪場正門払戻所」に改める。

第79条中「車券発行者名、競走番号、選手番号若しくは通し番号が判明しない車券」を「第71条第1項の規定により記載された文字が不明である車券」に改める。

付表第2中「連勝式番号」を「枠番号」に、「ヘルメット」を「ヘルメット」に改める。

付表第3中「ヘルメット」を「ヘルメット」に改める。

付 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8111 (代)